

## 群馬県立女子大学学生委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立女子大学に学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 文学部選出の教員 各学科1人
- (2) 国際コミュニケーション学部選出の教員2人
- (3) 事務局次長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学長が委員の中から指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は会議を招集し、その会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第6条 委員会は、学部及び大学院の学生の次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学生生活支援に関する事項
- (2) 学生の奨学金及び授業料の減免等に関する事項
- (3) 学生の学内団体等に関する事項
- (4) 新入生の入学時支援に関する事項
- (5) 学生の表彰に関する事項
- (6) その他学生の厚生補導等に関する事項

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求めることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生係で処理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。